

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人が平成29年6月7日に提起した処分庁による平成29年3月27日付け保一通61802号, をもってした生活保護変更に関する処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求について, 次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成26年7月14日, 処分庁は, のアパートにて単身で生活していた審査請求人(以下「請求人」という。)に対し, 法による保護を開始した。
- 2 平成28年3月17日, 処分庁は, にて単身で生活している請求人の母(以下「母」という。)の自宅を訪問し, 母から, 請求人は体調が悪く母宅に居ること, 母宅に離れ屋があり, そこに請求人を住ませたいこと, 自分は年金があるので, 保護を受けるつもりはないこと等との報告を受けた。
- 3 平成28年7月1日, 処分庁は請求人に架電し, アパートの隣の嫌がらせにより母宅に身を寄せていること, その嫌がらせが原因で や 等のためほとんど外出も出来ない状態であること等との報告を受けた。
- 4 平成28年7月27日, 処分庁は母宅を訪問し, 請求人及び母から, 隣人からの嫌がらせ行為, 不動産会社とのトラブルにより, 心身共に不調となりアパートには帰れない状態で, 母宅で生活していること, 現在は 等のため外出することができない状態であること, 母も 万円程度借金があり, 家に抵当が入っていること, 生活保護を受けると自己破産の手続きをして家を手放さないといけなくなるので, 今のところ受給は考えていないこと等との報告を受けた。

- 5 平成28年10月12日、母から処分庁に架電があり、10月30日にアパートを引き払う予定で準備していること等との報告を受けた。
- 6 平成28年10月26日、母が処分庁を訪問し、請求人は状態が非常に悪く刺激するようなことは避けたいこと、保護費を減額するのは勘弁して欲しいこと、自分は、生活保護を申請するつもりはないこと等との報告を受けて、処分庁として、次のとおりの方針を確認した。
- ・ 請求人は、絶対的扶養義務者である母と同居していることから、世帯単位の原則から本来であれば、母も生活保護を申請させ、保護の要否を検討すべきであるが、母が頑なに申請を拒否している。本来であれば、母の引取り扶養として、保護の停廃止を検討すべきであるが、母が強く保護の継続を希望していること、仮に停廃止となると世帯が更なる生活困窮に陥ることは明白で、また請求人の病状も悪化するおそれも十分あることから、当面の間、現状把握に努める。
 - ・ 請求人の病状を鑑み、母が自宅近辺の住居を見つけてきたときは、転居費用を認めざるを得ない。
 - ・ 以前のように居住実態がないことがなきよう、注視する必要がある。
- 7 平成28年11月29日、母が処分庁を訪問し、請求人は状態が悪く医師からも独り暮らしは勧められないと言われたこと、自分は生活保護を受けるつもりがないこと、請求人も扶助費を減額（調整）されることをとても心配していること、減額されると病状がさらに悪化する可能性が高いこと等との報告を受けて、処分庁として、次の方針を確認した。
- ・ 母も要保護状態であると思われるが、母に申請意思がないことから、現状では請求人のみの保護適用を継続せざるを得ないと思われる。
 - ・ 本来であれば速やかに寄宿調整を行い、扶助費の再計算を行うべきところであるが、調整（減額）すると請求人の病状を悪化させる可能性がかなり高いため、当面の間現状の扶助費と[]手帳の等級が[]級になった場合に寄宿調整額を計上することとする。
 - ・ 但し、可能な限り早急に今後の方向性を示すよう、請求人の母親に対し強く依頼することとする。
- 8 平成28年12月15日、母から処分庁に架電があり、医師にも相談し、請求人の今の状態では一人暮らしができるのがいつになるのか分からない状態であることから、離れに暮らせるよう、水回りの工事を進めることとし、1月いっぱいを目途に工事を完了するよう進めている等との報告を受けた。
- 9 平成29年2月14日、母から処分庁に架電があり、請求人の[]手帳が[]級になったこと等との報告を受けた。
- 10 平成29年3月15日、処分庁は母宅を訪問し、母から、請求人の[]手帳が提示され、障害等級が[]級から[]級に変更されたこと等を確認し、母に対して、次のとおり説明した。
- ・ 4月から障害者加算を計上する。

鹿知

- ・ 請求人は、昨年10月末に[]の現住所にて、母と同居していることから、寄宿扱いとして、扶助費を減額するとともに、寄宿調整相当額を援助収入として認定し、11月から3月までの分を計算して、4月から差し引く。
- ・ 現在、請求人に毎月支給している額は、単身生活をしている額と同額であり、請求人の場合は、光熱水費や食費は母と折半しているので、単身生活者と同額とはいかない。
- ・ 結果的には、今までの支給額と大差ないようにしたい。
- ・ 工事が完了したら、減額（寄宿調整分）は少なくなるが、電気メーター、水道メーターが母屋と共同である以上、その分は調整（減額）することになる。

11 処分庁は、4月以降支給額は生活扶助[]円、保護変更理由に「世帯主の年金等の収入認定額により」「住所変更により」「障害加算の認定により」と記載した、平成29年3月27日付け（適用日：同年4月1日）の生活保護変更通知書（以下「本件処分に係る生活保護変更通知書」という。）を、請求人に通知した。

12 平成29年6月7日、請求人は鹿児島県知事に、本件処分の取消しを求める審査請求書を提出したところ、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定に基づく審査請求書の記載項目の不備による同知事の補正命令を受け、同年6月17日、同知事に審査請求書を提出した。

審理関係人の主張の趣旨

1 請求人の主張

(1) 請求人は、本件処分の取消しを求める、と主張しており、その理由は、次のとおりである。

- ・ 4月から保護費が約[]円減額され生活が苦しい。
- ・ 家（離れ）のリフォームをして水道をつければ満額いただけと思っていたが、口頭命令で約束を反故にされた。
- ・ []福祉事務所の度重なる約束の反故により、明らかに生存権が侵されている。

また、請求人は、処分庁の教示の有無及びその内容について、「なし」「変更の通知書を受け取った覚えなし（代理人[]も受け取っていないとの事）」と主張している。

(2) 請求人は、反論書において、処分庁の弁明書に対し、次のように反論している。

- ・ 処分庁の弁明書は、法をベースにされたものであり、金銭に関して言えば、これ以上反論は出来ないのかも知れないが、市役所をはじめとした公の組織が、私自身が巻き込まれた事件の解決や、それに対して何の助力もなさなかった上で、ただ冷徹に、法の文言のみで、保身に走る事が残念に思われる。
- ・ 代理人となった母は、年齢の割にしっかりとしているが、交渉なれした人間ではなく、市の話も今一つ理解出来ていない様だった。(略)ただ、母の解釈では、引っ越して、家のリフォームをすれば、ほぼ満額の保護費をもらえるという



事だった。

すべてが抽象論になってしまった気がするが、今後、県には相談窓口としての機能を主としてお願いしたい。同時に、今回の処分庁の対応は、公務員が行った行為としては、信用失墜並びに生存権の侵害に当たるかと思うので、精査をお願いする。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求め、と主張している。

また、審査請求の理由に対する認否については、「家（離れ）のリフォームをして水道をつければ満額いただけると思っていた」とする請求人の主親にかかる部分は不知。その余は否認する。」「当該処分は生活保護費支給額を従前の月額■■■■円から月額■■■■円に変更するものであり、減額幅は■■■■円に過ぎない。また、約束を反故にしたという事実もない。」とし、本件処分内容及び理由を、次のとおり挙げている。

① 障害加算による増額

請求人の母から、処分庁に対し、「■■■■法律」に基づく■■■■手帳の更新により、請求人の障害等級が■■■■級から■■■■級に変更されたとの報告があり、平成29年3月15日に、処分庁に対し変更後の手帳が提示された。これを受けて処分庁は同年4月分から請求人に支給する保護費のうち生活扶助費に対し、16,310円の障害者加算をすることとした。

② 同居調整額分の減額

ア 通常、生活扶助費の対象となる金銭のうち、水道光熱費や家具什器費等の世帯全体でまとめて支出される費用は、単身世帯の1人分と複数人世帯の1人分では前者の方が高額になるため、生活保護費を算定するにあたっては、世帯人数に関係なく生活に必要となる費用を第1類、世帯人数により1人あたりの費用が減少しうる費用を第2類と分類し、第1類の基準額に世帯人数毎に定めた第2類の基準額を加える方法によっている（生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「告示」という。）。

イ そして、一般的に、被保護者が同人に対する扶養義務を負わない第三者宅に一時的に身を寄せた場合等における生活扶助費の算定にあたっては、第2類の基準額について、当該住宅の居住者数を世帯人数と仮定し、その世帯人数の基準額を、居住者数で除して被保護者分を算出し、これに第1類の基準額を加える方法によっている。単身居住と比較し、被保護者の需要が減ることが明らかである以上、法8条1項の趣旨から、かかる処理が必要となるのである。

ウ 請求人は、従前、■■■■内のアパートで独居をしており、単身世帯として生活保護を受給していたが、現在は、請求人の母が所有する住居（現住所）で同人と同居している。電気・水道・ガス等について別メーターを設置しているといった事情はなく、仮に請求人が水道光熱費等について応分の負担をしているとしても、それは単身世帯の費用相当額ではなく、2人世帯の1人分になる。

鹿丸

そこで、本件においても被保護者が第三者宅に一時的に身を寄せた場合と同様に扱い、本件変更決定では、請求人の保護費のうち生活扶助費を算出するにあたり、2人世帯の第2類の基準額45,360円の2分の1である22,680円に第1分類の基準額を加えることとした。従前は第2類について、単身世帯の基準額36,880円によっていたことから、本件変更はこの点について、月額14,200円の減額となる。

エ なお、請求人の母は生活保護を受給しておらず、同人は請求人に対し扶養義務を負う者であり（民法第877条第1項）、この扶養義務は法による保護に優先して行われなければならないのであるから（法第4条第2項）、同人と請求人が同居して生活している以上、本来であれば生活保護の廃止をするか、同居する2人世帯として改めて生活保護の申請をさせ、認定作業を行うべきところであるが、請求人の母に大きな収入があるとは確認できず、直ちに生活保護の廃止をすることは躊躇われる一方、同人が、居住する持家や自動車を手放さなければならなくなることを嫌い、生活保護の申請を行うことを固辞しているため、処分庁はやむを得ず、請求人に対し従前どおりの生活保護費を支給していた。また、本来は請求人が現住所での居住を開始した時点（少なくとも平成28年3月頃）から減額をすべきであったが、請求人らの強い要望により減額処分を見送っていたものであり、今回の変更は、違法・不当な過剰給付を一部是正したものである。かかる是正を否とされるのであれば、処分庁としては請求人に対する保護廃止処分をするよりほかなくなってしまう。

③ 冬季加算の終了

生活保護においては、冬季（11月から3月）について、暖房等により光熱費が増大することを想定し、生活扶助費に冬季加算をしている。この加算は第2類の基準額に対してなされるものであり、請求人に対しては、単身世帯の第2類基準額に対し、月額2,580円の加算がなされていた。4月に入って、この加算が終了するため、保護費支給額としては減額となる（上記②による減額も同時に行われており、冬季加算のみを分離することはできないが、仮に②の減額を前提とすれば2人世帯に対する加算額3,660円の半額1,830円の減額、②の減額が無かったとすれば1人世帯に対する加算額2,580円の減額となる）。

④ 減額前の過剰支給の返還

上記②エで述べたとおり、本来、②の同居調整額分の減額は請求人が現住所にて請求人の母と同居を開始した時点から行うべきであったところ、請求人らの強い要望に応じてしまい、本年4月1日まで行っていなかった。しかし、これは臨時的に請求人らの生活を維持するために行ったものとはいえ、明らかに違法・不当な過剰支給であったのであり、是正をすべきものである。

そこで、処分庁としては、客観的に同居が開始されたことが明らかとなった時期（請求人が従前の住居であるアパートを賃貸人に明け渡した平成28年1月）から、本件変更決定前の平成29年3月までの5か月間に、実際に支給していた保護費の額から本来支給すべきであった保護費の額を差し引いた差額（冬季加算時期のため月額■■■■円分の5か月分）の合計■■■■円について、自主的に返納するよう請求人代理人であった請求人の母を説得し、これを25分割して、■■■■円（平成29年4月のみ端数を考慮し■■■■円）ずつ、収入認



定により保護費を減額して支給する方法で処理することとした。これについての本件処分にかかる変更は[]円の減額である。

- (2) 処分庁は、請求人が、本件処分に係る通知書を受領していないと主張することに対して、「平成29年3月30日に請求人宅宛に当該通知書を普通郵便で送付しているほか、同年6月21日に請求人の代理人であった請求人の母に再度、直接交付もしている。」と主張している。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

法第1条において、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすると規定されている。

また、法第19条第1項において、知事及び市長等は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないと規定されており、その実施に当たっては、法に定めるもののほか、告示や次の通知等に従い、運用されている。

- ・ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）
- ・ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

(1) 保護の単位について

法第10条において、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる」と規定されており、次官通知第1において、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされている。

また、法第10条但し書きによる「これによりがたいとき」については、局長通知第1-2の(1)から(8)に規定する事項に該当する場合には、世帯分離して差し支えないこととされている。

(2) 生活扶助費について

ア 最低生活費について

法第8条第1項において、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うと規定されており、その厚生労働大臣の定める基準として告示が定められるとともに、次官通知第7及び局長通知第7において、最低生活費の算定方法等が規定されている。

最低生活費は、告示等において、生活扶助、住宅扶助その他の各扶助ごとに定められ、このうち、生活扶助費は、世帯を単位として算定した基準生活費に、

鹿
知

必要に応じて、障害者加算や、母子加算など各種加算を合算して算定することとされている。

基準生活費は、個人単位に消費される経費（例えば、飲食費、被服費）に対応する基準として年齢別に定められた第1類の表に定める個人別の額を合算した額（第1類費）と、世帯全体としてまとめて支出される経費（例えば、光熱水費、家具什器費）に対応する基準として世帯人員数別に定められた第2類の表に定める世帯別の額（第2類費）の合計額とされる。

また、各種加算のうち、障害者加算は、告示別表第1第2章-2(2)において、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級、2級若しくは3級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級若しくは2級のいずれかに該当する障害者に対して行うこととされている。

イ 収入の認定について

次官通知第8-1-(1)において、当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるときは、当該被保護者の収入に関し、申告を行わせることとされている。

また、次官通知第8-1-(4)において、収入の認定に当たっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとされている。

(3) 生活保護費返納額に係る収入認定について

次官通知第10において、保護の要否及び程度の決定について示しており、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と被保護者の収入との対比によって決定することとされている。

また、局長通知第10-2-(8)において、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされているが、これは、確認月からその前々月までの分に限るとされている。

(4) 生活保護変更決定処分に係る理由付記について

法第25条第2項前段は、保護の実施機関は、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもってそのことを被保護者に通知しなければならない旨を規定している。

また、同項後段において準用する法第24条第4項は、当該書面には、決定の理由を付さなければならない旨を規定している。

2 本件処分の妥当性について

(1) 世帯認定について

世帯認定については、上記1の(1)のとおり、世帯を単位としてその要否及



び程度を定めることとされており、本件処分に係る事案のように、要保護者が直系血族の世帯に転入した場合は、まずは、世帯全員分を合算した保護の基準と収入とを対比することにより世帯全体の保護の要否判定した上で世帯全体を保護するか、これによりがたい場合で、転入した要保護者のみを保護する場合は、局長通知第1-2の(1)から(8)に規定する、世帯分離の要件に該当するか否かを検討する世帯の見直しを行うこととなる。

一方、処分庁は、上記「審理関係人の主張の趣旨」の2の(1)の②のエにおいて、「請求人の母は生活保護を受給しておらず、同人と請求人が同居して生活している以上、本来であれば生活保護の廃止をするか、同居する2人世帯として改めて生活保護の申請をさせ、認定作業を行うべきところである」と述べているとあり、平成28年11月の時点において、請求人の世帯認定の見直しをすべき状況にあったところ、「母に大きな収入があるとは確認できず、直ちに生活保護の廃止をすることは躊躇われる一方、同人が、居住する持家や自動車を手放さなければならなくなることを嫌い、生活保護の申請を行うことを固辞しているため、処分庁はやむを得ず、請求人に対し従前どおりの生活保護費を支給していた」として、世帯認定の見直しを見送り、請求人を単身世帯として保護している状況にある。

この点に関しては、請求人が不服を申し立てているものでもないことから、本件審査請求の審理においては、世帯認定の可否については論点としない。

(2) 本件処分に係る生活扶助費の算定について

処分庁から提出された保護の決定調書によると、平成29年4月分からの生活扶助費を次のとおり算定しており、本年1月1日付けの直近の認定額(3月分)と比較すると、次のとおりであり、上記上記「審理関係人の主張の趣旨」の2の(1)のとおりである。

鹿知

	4月1日 本件処分	1月1日 (直近)	差額
生活扶助費合計	■円	■円	△ ■円
最低生活費小計	■円	■円	■円
生活扶助費第1、2類費	■円	■円	■円
冬季加算額	0円	2,580円	△ 2,580円
障害者加算	16,310円	0円	16,310円
収入小計	■円	■円	■円
仕送り等	14,200円	0円	14,200円
その他	■円	■円	■円

ア 最低生活費の加算について

本件処分において変更された内容は、告示別表第1章-1居宅の第2類の表に基づく冬季加算の削除及び告示別表第1第2章-2(2)に基づく障害者加算の認定の2点であり、適切に行われていると認められる。

イ 収入の認定について

処分庁は、上記「審理関係人の主張の趣旨」の2の(1)の②のウのとおり、「請求人の母が所有する住居(現住所)で同人と同居している。電気・水道・ガス等について別メーターを設置しているといった事情はなく、仮に請求人が水道光熱費等について応分の負担をしているとしても、それは単身世帯の費用相当額ではなく、2人世帯の1人分になる。そこで、本件においても被保護者が第三者宅に一時的に身を寄せた場合と同様に扱い、本件変更決定では、請求人の保護費のうち生活扶助費を算出するにあたり、2人世帯の第2類の基準額45,360円の2分の1である22,680円に第1分類の基準額を加えることとした。従前は第2類について、単身世帯の基準額36,880円によっていたことから、本件変更はこの点について、月額14,200円の減額となる。」と算定し、これを母からの援助として収入認定している。

また、上記「審理関係人の主張の趣旨」の2の(1)の④のとおり、「客観的に同居が開始されたことが明らかとなった時期(請求人が従前の住居であるアパートを賃貸人に明け渡した平成28年11月)から、本件変更決定前の平成29年3月までの5か月間に、実際に支給していた保護費の額から本来支給すべきであった保護費の額を差し引いた差額(冬季加算時期のため月額■■■■円の5か月分)の合計■■■■円について、自主的に返納するよう請求人代理人であった請求人の母を説得し、これを25分割して、■■■■円(平成29年4月のみ端数を考慮し■■■■円)ずつ、収入認定により保護費を減額して支給する方法で処理することとした」として、4月分については、収入の内の「その他」として■■■■円を収入認定している。

当該収入認定の方法は、処分庁において、要保護者に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入してきた要保護者を世帯分離して保護する場合など、同一世帯の原則に則らず基準生活費の認定を行わざるを得ない場合の基準生活費の取扱いとして、独自に定めている推計方法により算定したものであって、法令、条例等に基づくものではない。

本来、世帯分離は、同一世帯ではあるが保護の要否及び程度を決定する上で、別世帯と同じように扱うということころ、処分庁は世帯認定の見直しを見送り、本件処分時点において請求人世帯を単身世帯として保護している。

保護の対象となる人員が1名となる場合には、保護人員1人分の最低生活費(第1類費、第2類費)を算定した上で、同一世帯員として扱わない他の世帯員が負担している水道光熱費等があり、当該経費を他の世帯員からの援助として収入認定すべきと判断する場合には、次官通知第8に基づき請求人からの収入申告や母からの扶養届出書等の挙証書類を徴するなどして、収入認定することとなる。

しかしながら、処分庁は、これらの調査を行わず、推計による収入認定を行っていることから、次官通知第8で示された収入認定の方法に反し、適正ではないと認められる。

(3) 生活保護費返納額に係る収入認定について

上記1の(3)のとおり、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上することが出来るのは、確認月からその前々月までの分に限るとされている。



したがって、平成29年3月27日の時点で、収入認定の変更が出来るのは平成29年1月までであり、これについては翌月以降に収入充当が可能であるが、それ以前の平成28年11月分及び12月分は、費用返還の対象とするのが相当であることから、処分庁の手続きは、適正ではないと認められる。

(4) 本件処分に係る理由付記について

処分庁は、上記「審理関係人の主張の趣旨」の2の(1)のとおり、「当該処分は生活保護費支給額を従前の月額[]円から月額[]円に変更するものであり、減額幅は[]円に過ぎない。」と主張している。

確かに、平成29年3月分と比較した同年4月分の生活扶助費の給付額は、[]円の減額であるが、その内容は、上記(2)のとおり、最低生活費の変更として、冬季加算の2,580円を削減するとともに、障害者加算の16,310円を認定する一方で、収入の認定として、同年4月分の寄宿調整相当額14,200円及び11月から3月までの収入認定されていない寄宿調整相当額(平成29年4月は[]円、同年5月から平成31年4月までは月額[]円)を控除すること、これらの結果、4月の生活扶助費を[]円とする内容の決定であるのに対して、本件処分に係る生活保護変更通知書の記載内容は、4月以降に支給される生活保護費(生活扶助費)が[]円であること、保護変更理由としては、「世帯主の年金等の収入認定額により」、「住所変更により」及び「障害加算の認定により」のみである。

一方、判例(最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決)においては、「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない」とし、「どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由附記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」と判示している。

法には、示すべき理由の内容・程度について規定されていないが、当該判例を踏まえれば、本件処分に係る生活保護変更通知書で示された保護変更理由では、どのような理由により当該処分を行ったかを、請求人において了知し得るものとはなっていないことから、本件処分は、法第25条第2項に違反した違法な処分であると認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には、理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、認容されるべきである。

平成29年8月7日

鹿児島県知事 三反園 訓

